

## 宗教法人法改正の動きに関する

オウム真理教関連の事件をきっかけに政府与党は臨時国会において宗教法人法の「改正」を画策しています。文部大臣の諮問機関である宗教法人審議会（三角哲生会長）は、都市化、情報化の進展によって宗教活動が広域化し、また収益事業をする法人が増加しているなどの理由で、現行法が実情に合わないという理由から①広域の法人は所轄庁を都道府県から文部大臣に移管する②信者への財務関係書類等の閲覧請求権を認める③認証後の活動状況の定期的報告を義務づける④所轄庁に質問権を与える⑤宗教法人審議会の定員を増加する、の5本柱での改正案を答申しました。まだ審議が尽くされていないという一部委員の声を振り切つたものであり、所轄庁の「調査権」導入に関しては宗教界はじめ人権感覚と過去の国家的宗教統制の歴史に敏感な人たちの反対を考慮し、「質問権」としたものです。

このような動きに対して、日本バプテスト連盟靖国問題特別委員会は以下のような見解を持つものである」とを表明し、問題と直面している諸教会との連帯を求めるものです。

一、一連の議論には、一九五一年に宗教法人法が施行された歴史的背景への洞察が抜け落ちています。宗教法人法は、アジア太平洋戦争の敗戦という苦い経験から生まれたものです。政治権力が国家神道と手を結び、侵略戦争を鼓舞する天皇制国家のイデオロギーを作り出す過程において「宗教団体法」によって宗教界をコントロールし、信教の自由、政府批判の自由を奪ったことへの深い反省から、政府の宗教への不介入の原則が確立されたのでした。「宗教」の側が謙虚に「社会」との調和をはかるために努力せよとのもの「ともらしいマスコミ論議も「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケヌ及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」という大日本帝国憲法第二十八条下においてこそ宗教弾圧が生じた事実を真摯に考慮していると言えません。

二、所轄庁が宗教の内実をチェックしようとする姿勢は、思想・信教の自由を國家が脅かし、統制することに他ならず、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」（日本国憲法第十九条）、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」（同第二十条）、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」（同第二十一条）という憲法の精神に矛盾します。それゆえ、文部大臣が宗教法人を所轄すること、財務関係書類等の所轄庁への報告義務、まして、所轄庁による調査権・質問権はこれを認めることは出来ません。宗教法人の活動内容の公正や財務管理については、法人内部の自己チェックによるべきです。

三、オウム真理教関連の事件の問題は刑法等の既存の法体系の適応で十分であるにもかかわらず、宗教法人法改正を持ち出すことはマスコミを含めた政府の思想・信条統制志向を物語るもので、危険な動きはむしろ、オウム真理教への「破防法」適用であり、また、マスコミや政府権力が安易に「宗教」に介入できるという風潮です。

四、教会はかつて「宗教団体法」に擦り寄り、国家によるキリスト教公認、課税免除、教職者の兵役免除の特権を喜び、国家の「安寧秩序」に絡めとられていった歴史を忘れてはなりません。

私たちは、オウム真理教関連の事件、創価学会と公明党の体質の問題、その他財務処理が不透明な諸宗教の実態に直面して、今回の宗教法人法の「改正」はなんら問題がない、むしろ、積極的に支持すべきであると思うかもしれません。しかし、マルチン・ニーメラ一が告白したように、ドイツ・ナチスの共産党迫害、ユダヤ人迫害を他人事と考えていた教会は、国家統制が教会に及んだ時にはすでに抵抗する信仰と力を持ち得なかつたことを肝に銘じる必要があります。

一九九五年十月